

令和6年度ひたちなか市つながる中心市街地まちづくり計画（仮称）

策定業務委託企画提案書作成要領

1. 全般的な留意事項

- (1) 契約の内容を定める仕様書（以下「契約仕様書」という。）は、「令和6年度ひたちなか市つながる中心市街地まちづくり計画（仮称）策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）をもとに、プロポーザル審査の結果、優先順位の最も高かった者（以下「受託候補者」という。）と協議して作成する。
- (2) 費用の見積りにあたっては、全業務を遂行し、提案内容を実現するために必要な経費を積算して提出するものとする。
- (3) 契約仕様書の確定により経費の増減の必要が生じた場合においては、受託候補者とひたちなか市において協議の上、見積価格から当該経費の増減額に相当する額を増減した金額で契約を締結するものとする。
- (4) 企画提案内容は、必ず提案者が自ら実現できる範囲で記載・提案するものとする。
- (5) 仕様書に基づき、令和7年度の業務委託も見据えた提案とすること。
- (6) 参加者が過去に取り組んだ、同様又は類似の実績について、可能な範囲で記載すること。

2. 提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は任意様式とする。
- (2) 原則としてパワーポイント形式でA4判片面印刷とする。（図表等で必要がある場合を除く）
- (3) 枚数は、企画提案書に加え、業務執行体制、見積書を含め30枚以内とする。
- (4) 文字サイズは12ポイント以上とし、各ページにページ番号を付与すること。
- (5) 仕様書に基づき、次の①～⑤について、具体的に分かりやすく記載すること。
 - ①本業務を遂行するための姿勢や基本的な考え方について記載すること。
 - ②中心市街地の将来ビジョンを策定するにあたって、どのような視点・取組を行うべきか、仕様書の内容に加えて必要な要素等を提案すること。
 - ③質の高い魅力的な公共空間を形成するための検討手法や実現化に向けた方策を提案すること。
 - ④市民や来街者に本市の中心市街地ならではの魅力・価値を提供するとともに、エリア全体のまちづくりに資するコンセプト、持続可能な運営方法について提案すること。
 - ⑤計画書の策定イメージ（令和7年度事業）について提案すること。